「みんなの種〜Seeds for All〜」 会則

（名称）

1. 本会は、「みんなの種〜Seeds for All〜」と称する。

（事務所）

1. 本会の事務所は、山口市に置く。

（目的）

第３条　本会は様々な背景より、生きづらさをかかえる青少年及びその保護者に関する活動を行うことにより、当事者（子ども）を真ん中にした社会を実現し、すべての子どもたちが自分らしく学びいきていける社会の実現を目的とする。

（代表者）

第4条

1. 本団体は、２名の代表者を置くものとする。
2. 代表者は、団体を代表して対外的な活動を行うとともに、内部運営を統括する責任を負う。
3. 代表者の責任分担については、以下の通りとする。
4. 代表者Aは対外的活動（交渉・契約締結）及び会計管理を主に担当する。
5. 代表者Bは内部運営（会の調整）を主にする。

（活動内容）

 第5条 　本会は、前条の目的を達成するための活動を行う。

生きづらさを抱える子どもたちと大人が、フラットに意見交換できる機会を設ける。

生きづらさを抱えながらも、自分らしく活動している子どもたちの安心安全な居場所を作る。

子どもたちの活動を社会に発信する機会を作る。

その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

（会員）

第6条　 本会の会員は、この会の目的に賛同するものに限る。

（入会）

 第7条　 会員として入会しようとする場合は、入会申込書を代表に提出し、役員の承認を得るものとする。

（退会）

第8条　 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

（役員）

 第9条　 本会に次の役員を置く。

（１）代表

（２）副代表

（３）会計

 役員は会員の互選により選出する。

 再任を妨げない。

（会議）

第10条　この会の会議は、スタッフ会議とし、不定期に行う。

（事業年度）

 第11条　 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

（その他）

第12条 　この会則の必要事項の変更及び追加等は、スタッフ会議にて行う。

（ 附則 ）

 この会則は、2025年1月5日から施行する。